

株式会社日本政策投資銀行第6期中間期（2013年9月期）

決算説明会における主要な質問と回答

2013年11月27日に開催いたしました株式会社日本政策投資銀行第6期中間期（2013年9月期）決算説明会におきまして、投資家等の皆様から頂いた主要なご質問と、当行からの回答内容を掲載いたします。

Q. 電力セクター向けの貸出金残高の増減についてご教示ください。また、今次中間決算において経常損益3期連続赤字となる可能性のある電力会社が数社見受けられますが、債務者区分の考え方も含めて今後の与信方針をご教示ください。

A.（副社長 柳 正憲）「電気・ガス・熱供給・水道業」というカテゴリで開示しておりますのでこちらでお答えさせていただきますが、2013年9月末の貸出残高は、2兆9,000億円弱となっており、2012年9月末対比で2,400億円程度増加しております。また、個社に関する言及は差し控えさせていただきますが、債務者区分の文脈に限らず、一般に電力会社においては、その高い公益性や電気事業法等に基づく制度的位置付けも総合的に考慮して与信管理を行ってきたところであり、今後の国のエネルギー政策の動向にも配慮しつつ、引き続き的確な対応を行っていく方針です。

Q. 国内企業業績が回復に向かう中、危機対応業務のエクスポージャーは減少するかと思いますが、これを前提とした場合の今後の経営スタンス、公益性と収益性のバランスの観点含めてご教示ください。

A.（副社長 柳 正憲）震災危機対応業務が落ち着く中、危機対応融資の約定回収の進捗によりそのエクスポージャーの減少が見込まれております。そのような状況下、同業務の指定金融機関として危機対応業務を担いつつも、例えば、金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たしていくこと、インフラの更新投資需要に対応すること、地域の再生・再建に向けた取り組み、そして政府の成長戦略へ対応することなどが重要であると考えており、こうした取り組みを通じて公益性と収益性の両立を目指して参りたいと思っております。

Q. 事業再編を促す内容を含む産業競争力強化法が閣議決定されましたが、これによる

DBJ 業務に影響はあるのでしょうか？

A. (副社長 柳 正憲) 産業競争力強化法 (以下「強化法」) は、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(以下「産活法」) を廃止のうえ、その措置を抜本的に見直しつつ取り込んだものであると認識しております。当行は産活法において措置されていた「事業再構築等促進業務」の指定金融機関として、事業再編の促進を後押ししてきたところです。従いまして、今後も強化法の目指す「産業の新陳代謝」に資する事業再編等の案件に対する支援を引き続き実施して参りたいと考えております。

Q. PPP/PFI の活用拡大に向けた様々な取り組みをされているかと思いますが、実際にはどのような案件が出てくる可能性がありますか？

A. (副社長 柳 正憲) 当行は、PPP/PFI が日本で始めて導入された頃から密接に関わっております。PPP/PFI の今後の活用拡大については 2013 年 6 月に改正 PFI 法が成立・公布されており、かかる法律に基づき設立された「株式会社民間資金等活用事業推進機構」に対して、当行も発起人として出資を行っております。

また、社会資本の整備・更新の必要性が高まる中、今後増加が見込まれる地方公共団体や企業からの PPP/PFI に関する対応するために、「PPP/PFI 推進センター」を開設したところです。

さらには、地域金融機関各行と連携し、全国各地で「PFI 推進セミナー」を実施し、多数の方々にご参加いただいておりますので、PFI に対する関心は着実に高まっているものと考えております。

Q. 資金調達手段多様化の一環として「カバードボンド」の導入を検討されていると思いますが、足元の検討状況についてご教示ください。

A. (副社長 柳 正憲) 2011 年 2 月から 4 月にかけて、実務関係者の意見集約・制度導入の機運醸成を目的に、カバードボンド研究会を開催し、同年 7 月に研究会の報告書の公表を行いました。足下においても、欧州債務危機など周辺環境の変化を受け、当行だけでなく、実務者間でも、新たな資金調達手段の必要性に対する認識が高まっており、我が国での法制化の必要性等について、引き続き、関係各方面との議論を継続していきたいと考えております。

Q. 危機対応業務の実施にかかる政府からの財政的な支援措置は、高い自己資本比率を維持している場合には支援がなされないという理解でしょうか。

A. (副社長 柳 正憲) 危機対応業務の実施にかかる政府からの財政的な支援措置としては、危機対応業務に係る資産残高のリスクアセット計算し、その所要自己資本比率8%を維持するために必要な増資がなされるという仕組みになっております。従いまして、今後については、危機対応業務に係る残高がさらに増加することとなれば、そのリスクアセットの増加に対応した額の増資措置がなされることとなります。しかしながら、足下においては、危機対応融資の約定回収等が進捗し残高が減少する傾向にあるため、増資は行われておりません。

以 上